

第121回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の新株予約権等に関する事項
事業報告の株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社 **名村造船所**

上記事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

事業報告

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

| | 取締役 (社外取締役を除く) | 監査役 (社外監査役を除く) |
|-----------|----------------|----------------|
| 第1回新株予約権 | 3名 430個 | — |
| 第2回新株予約権 | 3名 430個 | — |
| 第3回新株予約権 | 3名 435個 | — |
| 第4回新株予約権 | 3名 435個 | — |
| 第5回新株予約権 | 3名 520個 | — |
| 第6回新株予約権 | 4名 340個 | — |
| 第7回新株予約権 | 4名 360個 | — |
| 第8回新株予約権 | 5名 405個 | — |
| 第9回新株予約権 | 5名 405個 | 1名 20個 |
| 第10回新株予約権 | 5名 405個 | 1名 20個 |
| 第11回新株予約権 | 6名 470個 | 2名 40個 |
| 第12回新株予約権 | 6名 600個 | 2名 40個 |

(注) 2012年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第6回、第8回、第9回、第10回、第11回、第12回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権それぞれ20個、50個、50個、60個、70個、85個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

| | 発行決議の日 | 新株予約権の割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の発行価格 | 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権の権利行使期間 |
|----------|-------------|------------|---------|--------------------|--------------------|----------------|------------------------------|
| 第1回新株予約権 | 2008年12月19日 | 2009年1月21日 | 430個 | 普通株式 43,000株 | 1株当たり 225.21円 | 1株当たり 1円 | 2009年1月22日から 2039年1月21日まで |
| 第2回新株予約権 | 2009年12月18日 | 2010年1月21日 | 430個 | 普通株式 43,000株 | 1株当たり 429.63円 | 1株当たり 1円 | 2010年1月22日から 2040年1月21日まで |
| 第3回新株予約権 | 2010年12月17日 | 2011年1月21日 | 435個 | 普通株式 43,500株 | 1株当たり 320.54円 | 1株当たり 1円 | 2011年1月22日から 2041年1月21日まで |
| 第4回新株予約権 | 2011年12月16日 | 2012年1月23日 | 435個 | 普通株式 43,500株 | 1株当たり 217.36円 | 1株当たり 1円 | 2012年1月24日から 2042年1月23日まで |
| 第5回新株予約権 | 2012年12月21日 | 2013年1月23日 | 520個 | 普通株式 52,000株 | 1株当たり 266.54円 | 1株当たり 1円 | 2013年1月24日から 2043年1月23日まで |
| 第6回新株予約権 | 2014年2月20日 | 2014年3月10日 | 360個 | 普通株式 36,000株 | 1株当たり 907.59円 | 1株当たり 1円 | 2014年3月11日から 2044年3月10日まで |
| 第7回新株予約権 | 2014年12月19日 | 2015年1月30日 | 360個 | 普通株式 36,000株 | 1株当たり 1,034.61円 | 1株当たり 1円 | 2015年1月31日から 2045年1月30日まで |

| | 発行決議の日 | 新株予約権の割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の発行価格 | 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権の権利行使期間 |
|-----------|-------------|------------|---------|--------------------|------------------|----------------|------------------------------|
| 第8回新株予約権 | 2015年12月18日 | 2016年1月28日 | 455個 | 普通株式 45,500株 | 1株当たり 664.76円 | 1株当たり 1円 | 2016年1月29日から 2046年1月28日まで |
| 第9回新株予約権 | 2016年12月16日 | 2017年1月30日 | 475個 | 普通株式 47,500株 | 1株当たり 688.69円 | 1株当たり 1円 | 2017年1月31日から 2047年1月30日まで |
| 第10回新株予約権 | 2017年12月22日 | 2018年1月24日 | 485個 | 普通株式 48,500株 | 1株当たり 693.60円 | 1株当たり 1円 | 2018年1月25日から 2048年1月24日まで |
| 第11回新株予約権 | 2018年12月21日 | 2019年2月1日 | 580個 | 普通株式 58,000株 | 1株当たり 397.64円 | 1株当たり 1円 | 2019年2月2日から 2049年2月1日まで |
| 第12回新株予約権 | 2019年12月20日 | 2020年2月3日 | 725個 | 普通株式 72,500株 | 1株当たり 196.55円 | 1株当たり 1円 | 2020年2月4日から 2050年2月3日まで |

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができません。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④、⑤、⑥または⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）

⑦特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | 執行役員（取締役兼執行役員を除く） |
|-----------|-------------------|
| 第12回新株予約権 | 2名 50個 |

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

| | 発行決議の日 | 新株予約権の割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の発行価格 | 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権の権利行使期間 |
|-----------|-------------|-----------|---------|--------------------|------------------|----------------|----------------------------|
| 第12回新株予約権 | 2019年12月20日 | 2020年2月3日 | 50個 | 普通株式 5,000株 | 1株当たり 196.55円 | 1株当たり 1円 | 2020年2月4日から 2050年2月3日まで |

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

上記(1)の(注) 1. と同じです。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

上記(1)の(注) 2. と同じです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取組み

新たに2020年度から2022年度までの3ヶ年間の中期経営計画「生き抜き飛躍！」を策定し、新造船需要低迷の長期化も覚悟した操業量の見直しと、業界トップクラスの競争力確保を絶対目標とし、需要の変化へ弾力的に対応可能で柔軟性のあるグループ新造船建造体制を再構築する方針を掲げました。コスト削減による損失の最小化と性能・品質・サービスの差別化による顧客満足度の向上により必要操業量の確保と受注船価の改善を目指してまいります。また修繕船、鉄構・機械、船主業などの非新造船事業を強化し新造船専門企業との事業構造の差別化を加速することで、収益の安定化を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役は業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることでできることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針は、第121回定時株主総会の終結をもって有効期間が満了することから、2020年5月22日に当社は取締役会の決議により、2020年6月24日開催予定の第121回定時株主総会で株主の皆様のご承認が得られることを条件として、対応方針の一部を変更した上で更新することを決定いたしました。

現行の対応方針の詳細については、2017年5月12日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

①基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(イ) 株主意思を重視するものであること

(ウ) 独立委員会による判断の重視と情報開示

(エ) 合理的な客観的要件の設定

(オ) 第三者専門家の意見の取得

(カ) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 16社

主要な連結子会社の名称

佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社

なお、新規設立した2社を連結の範囲に含めております。

非連結子会社数 2社

有限会社ナッド 他1社

非連結子会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用していない非連結子会社数及び関連会社数

非連結子会社数 2社

関連会社数 3社

これらの関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼさず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社11社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。連結子会社のうち決算日が7月31日の会社1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、ホワイト ウェーブス ナビゲーション社およびコーラル ウィンド ナビゲーション社については、設立日が2020年2月27日であり、設立日から連結決算日である2020年3月31日までに決算日(12月31日)をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみを連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア)有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(イ)デリバティブ取引により

生じる債権及び債務……………時価法

(ウ)たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品……………主として個別法

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ)無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- (ア)貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (イ)保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。
- (ウ)工事損失引当金……………当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
- (エ)役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (オ)特別修繕引当金……………船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。
- (カ)環境対策引当金……………PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積もった額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

- (ア)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。
- (ウ)小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の処理方法

(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引
（為替予約取引、金利スワップ取引）
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの
（外貨建金銭債権・債務、変動金利借入）

(ウ)ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ)その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

⑧消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 2,075百万円 |
| ドック船台 | 1,491百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| 土地 | 4,855百万円 |
| 投資有価証券 | 770百万円 |
| 合計 | 9,192百万円 |

担保に係る債務の金額

| | |
|-------------------|----------|
| 短期借入金 | 650百万円 |
| 長期借入金（1年以内返済分を含む） | 8,351百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 109,200百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 契約解約益

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったことによるものです。

(2) 投資有価証券評価損

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 69,099,551株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 345 | 5 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |
| 2019年11月1日 取締役会 | 普通株式 | 345 | 5 | 2019年9月30日 | 2019年12月6日 |

② 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生 |
|----------------------|-------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2020年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 207 | 3 | 2020年3月31日 | 2020年6月25日 |

(注) 2020年6月24日開催予定の定時株主総会議案であります。

(3) 当連結会計年度における新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 584,700株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引を行い、経営管理部において残高照合等を行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金 | 44,256 | 44,256 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 28,165 | 28,165 | — |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 5,167 | 5,167 | — |
| (4) 長期貸付金（1年以内回収予定を含む） | 38 | 41 | 3 |
| 資産計 | 77,626 | 77,629 | 3 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 20,180 | 20,180 | — |
| (2) 電子記録債務 | 9,693 | 9,693 | — |
| (3) 短期借入金 | 1,351 | 1,351 | — |
| (4) 長期借入金（1年以内返済予定を含む） | 14,738 | 14,750 | 12 |
| (5) リース債務 | 282 | 276 | △6 |
| (6) 未払法人税等 | 584 | 584 | — |
| (7) 設備関係支払手形 | 105 | 105 | — |
| (8) 設備関係電子記録債務 | 92 | 92 | — |
| 負債計 | 47,025 | 47,031 | 6 |
| デリバティブ取引(※) | △28 | △28 | — |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、主に取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金（1年以内回収予定を含む）

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(7) 設備関係支払手形及び(8) 設備関係電子記録債務
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債務の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期借入金及び(6) 未払法人税等
すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）及び(5) リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている営業債権・債務及び長期借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該営業債権・債務及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 518 |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれております。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 804円74銭
- (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失金額 261円05銭

7. 減損損失に関する注記

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途 | 主な種類 | 主な場所 | 減 損 金 額 (百 万 円) |
|--------|--|---------|-------------------|
| 遊休資産 | 建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、土地 | 長崎県佐世保市 | 67 |
| その他の資産 | 機械装置及び運搬具、 ソフトウェア | 長崎県佐世保市 | 6 |
| 合計 | | | 73 |

(経緯)

佐世保重工業株式会社における一部の遊休資産について将来の使用見込みがないため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。また、佐世保重工業株式会社において、その他の資産で将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、償却資産については実質的な処分価値を考慮して零とし、土地については主として不動産鑑定評価額、固定資産税評価額などによっております。

8. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

| | |
|---------------|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ取引により

生じる債権及び債務……………時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
仕掛品……………個別法
原材料及び貯蔵品……………移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 15年～47年 |
| 機械及び装置 | 5年～10年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。
- ③ 工事損失引当金……………当期末手持受注工事のうち損失が現実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

- ④退職給付引当金……………従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、翌期から費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) ヘッジ会計の処理方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

⑤その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役会に報告しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

| | |
|-----------|----------|
| 建 物 | 300百万円 |
| 構築物 | 230百万円 |
| ドック船台 | 249百万円 |
| 機械及び装置 | 0百万円 |
| 車両運搬具 | 0百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| 土 地 | 3,545百万円 |
| 合 計 | 4,324百万円 |

担保に係る債務の金額

長期借入金（1年以内返済分を含む） 2,870百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 47,316百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 8,424百万円

長期金銭債権 585百万円

短期金銭債務 11,295百万円

(4) 保証債務

函館どつく株式会社 1,101百万円

ゴールデンバード SHIPPING 社 1,124百万円

グリーンアイランドマリタイム社 1,246百万円

ブルーオーシャンナビゲーション社 1,364百万円

合 計 4,835百万円

(5) 取締役に対する金銭債務(未払役員退職慰労金)

長期金銭債務 546百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

売 上 高 8,135百万円

仕 入 高 43,385百万円

営業取引以外の取引高 1,265百万円

(2) 契約解約益

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったことによるものです

(3) 関係会社株式評価損

連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

(4) 投資有価証券評価損

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数 普通株式 16,204株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|--------------------|
| (繰延税金資産) | 百万円 |
| 保証工事引当金 | 158 |
| 工事損失引当金 | 1,784 |
| 未払事業税 | 103 |
| 投資有価証券評価損 | 172 |
| 関係会社株式評価損 | 7,037 |
| 退職給付引当金 | 441 |
| 未払役員退職慰労金 | 176 |
| 税務上の欠損金 | 4,493 |
| その他 | 845 |
| 計 | 15,209 |
| 評価性引当額 | <u>△15,209</u> |
| 繰延税金資産 合計 | — |
| (繰延税金負債) | |
| 特別償却準備金 | △75 |
| 固定資産圧縮積立金 | △29 |
| その他有価証券評価差額金 | △233 |
| 資産除去債務 | <u>△46</u> |
| 繰延税金負債 合計 | <u>△383</u> |
| 繰延税金負債の純額 | <u><u>△383</u></u> |

6. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--------------------|-----------|---------|----------|--------------------------|--------------|-----------|----------|---------------|-----------|--------------------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 函館どつく(株) | 北海道函館市 | 4,746百万円 | 新造船事業 修繕船事業 鉄構陸機事業 | 89.9 | 4名 | 新造船の建造委託 | 新造船の建造委託 | 12,726 | 買掛金 前渡金 | 2,717 536 |
| | | | | | | | | 新造船建造に係る材料支給 | 3,879 | 売掛金 未収入金 前受金 | 6 845 215 |
| | | | | | | | | 債務保証 | 1,101 | — | — |
| | | | | | | | | 保証料の受入 | 5 | 未収収益 | 0 |
| | | | | | | | | 資金の貸付 受取利息 | — 4 | 短期貸付金 未収収益 | 2,000 4 |
| | | | | | | | | 新造船の建造委託 | 25,420 | 買掛金 前渡金 | 6,970 3,997 |
| モーニングダイダラスナビゲーション社 | パナマ共和国パナマ | 150千米ドル | 船舶貸渡業 | 100.0 | 3名 | 新造船の販売 | 新造船の販売 | 7,722 | 売掛金 | 5,498 | |
| | | | | | | | 船舶貸渡業 | 503 | — | — | |
| | | | | | | | 債務保証 | 1,124 | — | — | |
| | | | | | | | 保証料の受入 | 2 | 未収収益 | 0 | |
| | | | | | | | 船舶貸渡業 | 10 | — | — | |
| | | | | | | | 債務保証 | 1,246 | — | — | |
| ブルーオーシャンナビゲーション社 | パナマ共和国パナマ | 100千米ドル | 船舶貸渡業 | 100.0 | 3名 | 新造船の販売 | 資金の回収 | 1,505 | — | — | |
| | | | | | | | 受取利息 | 19 | — | — | |
| | | | | | | | 債務保証 | 1,364 | — | — | |
| | | | | | | | 保証料の受入 | 1 | — | — | |
| | | | | | | | 船舶貸渡業 | 10 | — | — | |
| | | | | | | | 債務保証 | 1,246 | — | — | |

- (注) 1. 取引条件及び取引方針の決定方針等
新造船の建造委託及び新造船建造に係る材料支給は当社が一般の取引条件を勘案し決定したものであります。
2. 函館どつく(株)及びブルーオーシャンナビゲーション社への貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、回収条件は返済期日に一括返済するものとしております。なお、ブルーオーシャンナビゲーション社への貸付は当期に全て回収しております。
3. 函館どつく(株)の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しており、また、担保を受け入れております。
4. ゴールデンバード SHIPPING 社及びグリーンアイランドマリタイム社並びにブルーオーシャンナビゲーション社の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 751円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 257円64銭 |

8. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。